問３　選挙で選ばれた市議会議員が、仕事をする期間は何年でしょう？

①２年

②４年

③６年

1.衆議院議員総選挙

総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことです。
小選挙区選挙と比例代表選挙が、同じ投票日に行われます。
総選挙は、衆議院議員の任期満了（4 年）によるものと、衆議院の解散によって行われるものの 2 つに分けられます。
衆議院議員の定数は 465 人で、うち 289 人が小選挙区選出議員、176 人が比例代表選出議員です。

2.参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を選ぶための選挙です。
参議院に解散はありませんから、常に任期満了（6 年）によるものだけです。ただし、参議院議員は 3 年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められていますので、3 年に 1 回、定数の半分を選ぶことになるのです。
参議院議員の定数は 248 人で、うち 100 人が比例代表選出議員、148 人が選挙区選出議員です。

3. 一般の選挙（地方選挙）

一般選挙（地方の議会）

一般選挙とは、都道府県や市区町村（地方公共団体）の議会の議員の全員を選ぶ選挙のことです。
任期満了（4 年）だけでなく、議会の解散などによって議員または当選人のすべてがいなくなった場合も含まれます。

地方公共団体の長の選挙

都道府県知事や市区町村長など地方公共団体の長を選ぶための選挙です。
任期満了（4 年）のほか、住民の直接請求（リコール）による解職や、不信任議決による失職、死亡、退職、被選挙権の喪失による失職の場合などにも行われます。